

大阪市営住宅条例の一部を改正する条例案

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建設し、」を「建設し、又は大阪府から取得した」に改め、同条第6号中「及び」を「(同項の規定により大阪府が建設した住宅で、本市が大阪府から取得したものを含む。)及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(府条例に基づく手続等の取扱い)

- 2 公営住宅（この条例による改正後の大阪市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）及び特別賃貸住宅（同条第6号に規定する特別賃貸住宅をいう。）並びに共同施設（同条第7号に規定する共同施設をいう。）のうち、本市が大阪府から取得するもの（以下「対象住宅」という。）に関し、改正後の条例第3条の規定により本市が当該対象住宅を設置する日前に公営住宅法（昭和26年法律第193号。これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定又は大阪府営住宅条例（昭和26年大阪府条例第45号。以下「府条例」という。）の規定若しくは大阪府営住宅条例施行規則（昭和35年大阪府規則第34号。以下「府規則」という。）の規定に基づいて大阪府知事が行い、又は大阪府知事に対して行われた処分、手続その他の行為（同日の前日において府規則第14条第1項又は同条第2項において読み替えて準用する府規則第13条第4項の規定により収入超過者（府規則第14条第1項に規定する収入超過者をいう。）として認定されている入居者であって、その認定に係る収入（府規則第13条第2項又は第4項の規定により認定された収入をいう。）の額が改正後の条例第5条第1項第2号の金額を超えない者に係る府条例第9条第4項又は府条例第10条の規定による家賃の額

の決定及び府規則第14条第1項又は同条第2項において読み替えて準用する府規則第13条第4項の規定による収入超過者に関する認定を除く。)は、公営住宅法の規定又は改正後の条例の相当する規定に基づいて市長が行い、又は市長に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

(入居していた期間の通算)

- 3 公営住宅のうち、本市が大阪府から取得するものに係る改正後の条例第33条第1項及び第2項、第35条並びに第37条の規定の適用については、当該住宅の入居者が改正後の条例第3条の規定による当該住宅の設置の日前に府条例の規定に基づき当該住宅に入居していた期間(同日の前日を含む引き続いた期間に限る。)は、その者が改正後の条例の規定に基づき当該住宅に入居している期間に通算する。

平成26年11月 21 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪府から移管された公営住宅等を市営住宅として設置するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

大阪市営住宅条例 (抄)

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省 略

(2) 公営住宅 本市が建設し、**又は大阪府から取得した低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）の規定による国の補助に係るものをいう。**

(3) - (5) 省 略

(6) 特別賃貸住宅 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特優賃法」という。）第18条第1項の規定又は国土交通大臣の承認を受けた地域特別賃貸住宅供給計画により、本市が建設し、賃貸するための住宅（**同項の規定により大阪府が建設した住宅で、本市が大阪府から取得したものを含む。**）及びその附帯施設をいう。

(7) - (9) 省 略